

かしま 農委だより

第16号

－ 発行者 －

鹿嶋市農業委員会

－ 編集者 －

編集委員会

茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1

電話0299-82-2911(代)

E-mail: nouil@city.ibaraki-kashima.lg.jp

元気な農業者を紹介します



大小志崎の小倉吉春さんです。とても79歳には見えない元気な小倉さんです。長年にわたりメロンを中心に栽培してきましたが、最近では高齢のため比較的負担の軽いピーマン栽培に切り替えながら現役の農業者としてがんばっております。

地域の農業について伺うと「やはり、後継者不足と農家の嫁不足が深刻でどうにもならないよ。」と語る。

小倉さんは、現在「娘夫婦と孫3人で暮らして老後の心配はないが、まだまだ現役で頑張らなくては。」と力強く話されていたのが印象的でありました。

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書のご提出をお忘れなく！

農業委員会選挙人名簿は、農家の皆様からご提出いただいた申請書を基に毎年1月1日現在で作成しております。申請書に必要事項を記入のうえ、平成23年1月10日までに提出してください。

平成22年度農作業標準賃金

(農作業労賃・機械持込作業料金) を下記のとおり、設定しております。(目安)

種別	作業種別	平成22年度標準賃金			備 考
		作業内容	単 位	金額(円)	
田	一般農作業	田作業	8時間	7,000	男女同額, 食事なし
	耕 起 (トラクター)	耕 起	10a	6,000	
		ロータリー	10a	6,000	
		代かき	10a	8,000	
		畦 塗	1m	50	
	草刈(保全管理)	草刈り機	10a	12,000	
	田 植 え	機械植え	10a	7,000	同時肥料散布 2,000円増
	稲 刈 り	コンバイン	10a	20,000	グレーンタンク付き3,000円増 倒れ稲はこの限りではない。
	乾 燥 ・ 調 整	乾燥～糶摺り	60kg	2,000	陸稲50円増
		糶摺り	60kg	700	
畑	一般農作業	畑作業	8時間	6,000	男女同額, 食事なし
	耕 起 (トラクター)	ロータリー	10a	5,000	
		プラウ	10a	6,000	
		深耕ロータリー	10a	20,000	
		深耕プラウ	10a	10,000	
		開墾プラウ	10a	10,000	
	ト ラ ク タ ー	マルチ張り	200m	1,500	振動堀は、3,000円増
		ミツバ掘り	10a	10,000	

※上記の金額には、消費税は含まれておりません。

＜農地等に関するご相談はお近くの農業委員まで＞

氏 名	担 当 地 区	氏 名	担 当 地 区
野 口 進一郎	谷原、下埜、佐田、根三田、木滝佐田谷原入会	堺 田 廣 次	林、田野辺
桐 澤 いづみ	宮中の一部(神領、中町附、宮中野)	大 鷲 栄	国末、泉川、粟生、光
山 本 清 治	和	石 津 初 美	神向寺、宮津台
長 岡 俊 雄	角折、棚木	出 頭 勝 美	大小志崎、武井釜
遠 藤 實	爪木、大船津	塚 原 義 康	沼尾、須賀
内 野 正	鉢形、港ヶ丘、旭ヶ丘、鉢形台、高天原、平井、平井南	池 田 芳 範	宮中の一部(三笠山、東山、神野向) 神野1～4丁目、宮中1～8丁目、宮下1～3丁目、城山1～4丁目
橋 本 市 郎	津賀	大 寄 優	青塚
大 川 長 壽	明石、小宮作、下津	田 口 茂	中、奈良毛
大 槻 勝 敏	武井	野 口 定 則	清水、小山
橋 本 正	荒井、浜津賀	東 峰 守	志崎
橋 本 喜 美	長栖、鰐川、木滝	高 田 弘 平	荒野
茂 木 要	山之上、田谷、田谷沼、猿田		

改正農地法の主な内容

平成21年12月から「新たな農地制度」がスタートしました。改正農地法等は、転用規制の厳格化等により農地を確保すると共に、農地の貸借に係る規制の見直し、農地の面的利用集積を図る等により、有効利用の促進することを目指します。

- 1 **違反転用に対する処分・罰則強化**（農地法）
 - ・違反転用に対する罰金の引き上げ（個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金。法人については、1億円以下の罰金）
- 2 **第1種農地の集団性基準の厳格化**（農地法）
 - ・転用が認められない集団性基準について、20ha以上から10ha以上に引き下げられました。
- 3 **農用地区域からの除外の厳格化**（農振法）
 - ・農用地区域内の農地について、担い手への利用集積に支障を及ぼす恐れがある場合には、除外を行うことができません。
- 4 **農地を利用する者の確保・拡大**（農地法）
 - ・農地の貸し借りについては、農地を適正に利用していない場合は解除出来る旨の条件が付されました。
 - ・農業生産法人以外の法人も農地を借りることが出来ます。（この場合は要件あり）
- 5 **農地の賃貸借の存続期間の延長**（農地法）
 - ・農地の賃貸借の存続期間は、これまで20年以内でありましたが、50年以内となりました。
- 6 **相続税の納税猶予制度の拡大**
 - ・相続税の納税猶予適用農地について、これまで農地を貸すと打ち切りになりましたが、貸し付けても猶予継続となりました。（ただし、農地の利用は終身継続が要件）
- 7 **遊休農地を有効活用する対策の充実**（農地法）
 - ・すべての遊休農地が対象となり、農業委員会による利用状況調査を実施し、所有者への指導、通知、勧告の手続きが行われます。

※許可を受ける必要のない
農地の権利取得の届出制度（農地法）

- ①届出を要する権利取得は、相続、法人の合併または分割、時効等の場合です。
- ②届出期限は10ヶ月以内です。
- ③届出用紙は、農業委員会窓口にあります。

※標準小作料制度の廃止に伴い新たに農地の貸借料の情報提供を行います。（農地法）

〈鹿嶋市賃貸料情報〉

平成21年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10アール当たり)は、以下のとおりとなっています。

【田】の部

締結(公告)された地域名		平均額	最高額	最低額	データ数
鹿嶋市全域	基盤整備地域	13,398円	16,058円	6,616円	24
	未整備地域	13,099円	15,583円	12,100円	5

【畑】の部

締結(公告)された地域名		平均額	最高額	最低額	データ数
鹿嶋市全域	基盤整備地域	11,288円	13,550円	9,709円	7
	未整備地域	9,668円	14,486円	5,043円	9

- ※1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- ※2 賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、60kg当たり12,100円に換算しています。

平成21年度農業委員会の活動目標の実績及び平成22年度の活動目標について

	1 認定農業者等担い手の育成確保	2 担い手への農地の集積	3 耕作放棄地解消	4 違反転用への対応	
H21	目標	5 経営体	3.0ha	1.0ha	5 件 (1.1ha)
	実績	1 経営体	7.1ha	1.38ha	是正5件
H22	目標	5 経営体	3.0ha	1.0ha	年/2回 農地パトロール

農地貸し借りは利用権設定で

現在、利用権設定数は、310件で設定面積111.7haです。この制度は、農用地の利用集積を図るもので、農地法第3条の許可を得ることなく農地の賃貸借をすることができます。また、再設定して継続することもできます。年2回（7月、12月）に農地利用集積計画を決定しています。申請用紙及び詳細は、農林水産課にお問い合わせください。



◆借り手のメリット

- ・農地法の許可なく借りることができます。
- ・農業経営規模の拡大が図れます。
- ・賃貸期間は安心して耕作できます。

◆貸し手のメリット

- ・農地法の許可なく貸すことができます。
- ・期限が来れば離作料を払うことなく農地が戻ります。
- ・不在地主も貸すことができます。

農業者年金について

農業者年金は、老後生活の安定のため家族一人ひとりが準備することが必要です。

加入要件

- ・国民年金の第一号被保険者。（国民年金加入者）
- ・20歳から60歳未満の農業従事している方。（年間の農業従事日数が60日以上）
- ・その他、家族（同一世帯）が農業に従事している方。

保険料

・自由に設定でき、月額2万円から6万7千円までの千円単位での自由選択となっております。随時見直すことができます。

税制上の優遇措置

- ・支払った保険料は、確定申告の時に控除対象となります。
- ・年金給付についても、公的年金等の控除対象となります。

政策支援

- ・35歳未満と35歳以上44歳未満で補助率が変動いたします。

全国農業新聞について

全国農業新聞の購読についてのお申し込みは、地元農業委員または農業委員会事務局まで

- 発行日・毎週 金曜日
- 購読料・月額600円

農業委員会総会日程

農地法の許可申請等は、これまで締切日を毎月15日としてきましたが、平成23年1月から毎月10日に変更になります。

締切日	毎月10日
総会日	毎月28日
農地農政相談	随時

土日及び祝祭日にかかる場合は、翌日となります。

【お問い合わせ先】

鹿嶋市農業委員会事務局
0299-82-2911
内線番号 481・482



編集委員会

- 委員長 橋本喜美
- 副委員長 山本清治
- 委員 大槻長壽
- 委員 大野勝敏
- 委員 橋本大槻
- 委員 野口定守

東野橋大 大野橋大 野口本 峰口本 定正 守則